

ユノ部

Ultra-pétita.

愈ユルツ立ツ土ツ喇ラ 珀ペ氏テイ答タ 聶ユア 唵ピア

願外

〔本義〕「ユルトラ」ペチタ「ハ共ニ羅句語ニシテ「ユルトラ」ハ外トニ」ノ義「ペチタ」ハ「願ヒ」ノ義即チ「願ノ外ニ」ノ意ナリ」〔釋解〕原被ノ願ハサル事ヲ裁判官カ裁判スルチイフ是レ即チ上訴ヲ爲スノ一原因ナリ 〔參照〕〔訴〕四八〇、

Unilatéral.

ユニラテラル

偏單乃

Contrat unilatéral.

ユントラ、ユニラテラル

偏單乃契約

〔本義〕「ユニラテラル」ハ「アン」ト「ラテラル」ト合成セシ形容
詞ニテ「アン」ハ「一」ノ義「ラテラル」ハ「片」又ハ「方」ノ義ニテ即
チ「一片」又「一方」ノ謂ヒナリ「コントラ」ハ「契約」ナリ（セノ部
八三）

〔釋解〕偏單ノ契約トハ一方ノモノ、ミ他ニ對シテ義務
ヲ負ヒ他ノ一方ニ於テハ其義務ヲ負フイナキ契約ヲ
イフ

〔參照〕（民）一一〇三、

ユニオン

一致

Union.

〔本義〕「ユニル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅句
ノ「ユニッス」ヨリ出ツ「ユニッス」ハ「一」ノ義「ユニル」ハ「一ニスル」

ノ義

ノ「ユニツス」ヨリ出ツ「ユニツス」ハ「」ノ義「ユニツス」ハ「」ニ「」ル「」ハ「」ニ「」ル「」

ノ義

〔釋解〕多人數ノ債主一致シテ總人數ノ利益ヲ一途ニ纏
メ其協同ノ事務ヲ取扱ハシムルタメ衆議ヲ以テ代理
人ヲ命スル契約ナリ

〔參照〕(訴)六九ノ八項、(商)五二九以下、

ユザジウ

四

Usage.

慣習

使用

ドロア、ド、ユザジウ

使用ノ權

ユザジウ、デ、ボア

森林ノ使用

Droit d'usage.

Usage des bois.

〔本義〕「ユザシツ」ハ羅甸ノ「ユシツス」ヨリ出ツ「ユシツス」ハ「使フ」

又「用ル」ノ義「ドロア」ハ「權」ナリ（デノ部六四）「ド」ハ「ノ」ナリ

「ボア」ハ「樹木」ナリ（口音）「ド、ユザシツ」ハ「ヂツザシツ」

〔釋解〕「ユザシツ」ニ二意アリ一ツハ「用井來リ」即チ「慣習」ノ義

一ツハ物ヲ「享用」スルノ義ナリ又「ドロア、ヂツザシツ」トハ他

人ニ屬セルモノニ就キ收益スルノ權ナリ「ドロア、ダビ

タシオン」トイヘハ他人ノ家屋內ニ住居ヲ爲スノ權ナ

リ又「ユザシツ、デ、ボア」トイヘハ森林ノ使用者ノ有スル權ニ

テ薪ヲ採ルタメカ又ハ建築ヲ爲スタメ及ヒ其他必用

ノ事ニ供スルタメニ森林中ノ樹木ヲ採ルノ權ナリ○

ムーロン「ドロア、ヂツザシツ」ハ所有權中ノ一部分ニテ羅馬

語ニテ之ヲ「ヂツス、ユタン」トイフ即チ物ヲ用ヒ使フノ

權ナリ

語ニテ之ヲ「ヂツス、ユタンヂルトイフ即チ物ヲ用ヒ使フノ

權ナリ

〔参照〕(民)一一二七、森林ニ付テハ(民)六三六、家宅ノ使用ハ
(民)一一五九以下、土地ニ付テハ(民)一七五三、一七五七以
下、一七七七、水流ハ(民)六四五、隣界共有權ハ(民)六七四、收
實權ハ(民)五九〇、六〇八、賣却ハ(民)一六四八、

五

Usance.

ユ^ユガ^ガン^ンズ
愈殘司
ユ^ユア^アツ
越

慣習期

〔本義〕「ユザシツ」ニ同シ此ニテハ「慣習」ニテ定マリシ事ノ意
ニ用ヰル

〔釋解〕三十日間ノ期チイフ此語ハ「エ、フ、エ、ド、コメルス」(商用
手形ナリエノ部四)ノ拂ヒ期限チ定ムルタメニ用フル
モノニテ此期限ハ手形ノ日附ノ翌日ヨリ起算ス

ユノ部

〔参照〕(商)一三一、一三二、

六

Usufruit.

ユシウフリウイ

收實權

ユシウフリウイ、レガル

法律上ノ收實權

Usufruit légal.

〔本義〕羅甸ノ「ユシウフリウク」ヨリ出ツ「ユシウフリウク」チツス

ハ「ユシウスト」フリウク「チツスト」合成セシモノニテ「ユシウスト」ハ

「使用」ナリ「フリウク」チツスハ「菓實」ナリ即チ「菓實」ヲ使用スル

ノ意ナリ「レガル」ハ「法律上」ノ義

〔釋解〕他人ノ所有物ヲ己レ所有者タルカ如ク享用ス

ルノ權ナリ但之ヲ享用スル者ハ其物ヲ保存セサルヘ

カラス「ユシウフリウイ、レガル」ハ「ヂウイ」サンス、レガル（法律上

た

收益ナリシノ部三ニ同シ

カラス「ユ」シツフ「リ」ツイ、レ「ガル」ハ「ヂ」ツイ「サ」ン「ス」、レ「ガル」(法律上

收益ナリシノ部三ニ同シ

〔参照〕(民)五二六、五四三、五七八以下、收買者ノ權ハ(民)五八二以下、義務ハ(民)六〇〇以下、共通ハ(民)一四〇三、一四〇九、一四二二、贈遺及ヒ遺囑ハ(民)八九九、九一七、九四九以下、一〇二〇、嫁資ハ(民)一五五五、一五六二、一五六八、取上ハ(民)二二〇四、書入質ハ(民)二一一八、時効ハ(民)二二三六、相續ハ(民)七五三以下、

ユシウル

高利

七 Usure.

エンテレ、ユシウレル

高利

Intérêts usuraires.

〔本義〕羅甸ノ「ユ」ヅム「ヨ」リ出ツ「ユ」ヅム「ハ」用立ツ「ノ」義「ユ」シツ

ユノ部

ル」ハ「總テノ金ヨリ生スル利息」チイフ又法律語ニテハ
法ニ定メアル所ヨリ高キ利息チイフ「エンテレン」ハ「利息」
ナリ（イノ部二一）「ユヅレル」ハ「ユヅル」ノ形容詞ナリ
〔釋解〕法律ノ定メタル所ヨリ最モ高キ利息ヲ借主ヨリ
取立ツル貸主ノ不法ノ利益ナリ

ユテレン

八
Uterins.

同母異父

〔本義〕羅甸ノ「ユテリッス」ヨリ出ツ「ユテリッス」ハ「子宮」ナリ又
梵語ニ「ユダラ」トイフ語アリ「ユダラ」ハ「腹」ナリ竝ニ參考
スヘシ

〔釋解〕母ヲ同クシテ父ヲ同クセサル兄弟姊妹ナリ
〔參照〕〔民〕七三三以下、